特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦北町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

芦北町長

公表日

令和7年9月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
健康管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一　第93の2項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二　115の2の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二　115の2の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第59条の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　総務課　　0966-83-9643

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　健康福祉課　　0966-83-9675

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システム(基幹系システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システム(基幹系システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	Ⅱ－1	令和3年3月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月30日	Ⅱ－2	令和3年3月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	Ⅰ－4－②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二　115の2の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二　115の2の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第59条の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二　115の2の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二　115の2の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第59条の2	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ－1	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ－2	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年9月30日	Ⅰ－5－①	健康増進課	健康福祉課	事後	
令和7年9月30日	Ⅰ－7	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　総務課　0966-82-2511	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　総務課　0966-83-9643	事後	
令和7年9月30日	Ⅰ－8	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　健康増進課　0966-82-2511	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　健康福祉課　0966-83-9675	事後	
令和7年9月30日	Ⅱ－1	令和5年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	
令和7年9月30日	Ⅱ－2	令和5年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	